

様式第1号（第4条関係）

（表面）



パートナーシップ宣誓書

東かがわ市長 様

私たちは、東かがわ市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、裏面の事項を確認の上、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名します。

宣誓日 年 月 日

【宣誓者】

フリガナ 氏 名		
フリガナ 通 称 名		
生年月日	 年 月 日	 年 月 日
住 所		
		

【代筆者】

氏 名	
住 所	

(裏面)

パートナーシップの宣誓に関する確認書

私たちは、東かがわ市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップ宣誓を行うに当たり、以下の内容を確認した上で宣誓を行います。

要綱の規定	確認事項（該当するものに「✓」を付してください）	
第2条	戸籍上の性別にとらわれずにお互いを人生のパートナーとして、協力し合い、支え合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティであること。	☐
第3条	双方が民法第4条に定める成年に達していること。	☐
	次のいずれかに該当すること。	
	① 双方が東かがわ市に住所を有している。	☐
	② 一方が東かがわ市に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に東かがわ市内へ転入を予定している。（転入予定者： ，転入予定日： 年 月 日）	☐
	③ 双方が3か月以内に東かがわ市内への転入を予定している。 （転入予定者： ，転入予定日： 年 月 日） （転入予定者： ，転入予定日： 年 月 日）	☐
	双方に配偶者がいないこと、及び当事者以外の者とパートナーシップの関係（他自治体のパートナーシップ制度を含む。）にないこと。	☐
	双方の関係が近親者（直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係をいう。）でないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。	☐
要綱の規定	注意事項（内容をご理解いただけたら「✓」を付してください）	
第9条 第10条	宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書及び証明カード（再交付証明書を含む。以下同じ。）の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた証明書及び証明カードを不正に使用したことが判明したときは、当該証明書及び証明カードを無効とし、証明書等を返還しなければならないこと。	☐

【その他の確認】 (内容をご確認いただけたら「✓」を付してください)

- 利用できる行政サービスの担当課から、宣誓の有無等について問い合わせがあった場合、情報提供をさせていただきますのでご了承願います。
- 宣誓証明書及び証明カードを返還された場合は、利用できる行政サービスの担当課へ情報提供をさせていただきますのでご了承願います。また、行政以外のサービスを利用している場合は、サービスの利用先に返還した旨をご自身で必ずご連絡いただき、返還に伴う手続きを行ってください。
- 住所要件の確認に必要な限りにおいて、住民基本台帳により住所を確認することに同意します。

【市記入欄：本人確認書類】

氏名 ()	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他 ()
氏名 ()	個人番号カード・運転免許証・旅券・その他 ()